



18消安第1541号
平成18年5月11日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

グアテマラから我が国向けに輸出される豚肉等の一時輸入停止措置について

グアテマラから我が国向けに輸出される豚肉等に係る家畜衛生条件については、「日本向けグアテマラ国産偶蹄類の動物の肉及び臓器並びにこれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコンの家畜衛生上の輸入条件」（昭和51年3月10日付け畜A第596号、平成12年9月21日付け12畜A2626号にて豚コレラに関する条件の追加）にて取り決めているところである。

今般、OIEの報告を通じて、グアテマラにおいて豚コレラの発生が確認されたことから、グアテマラから我が国向けに輸出される豚肉等については、輸入を一時停止することとしたので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いする。